

兵庫県、（公財）兵庫県勤労福祉協会による

兵庫県中小企業事業再開支援

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言対象区域の解除に伴い、社会経済活動が再開されたことから、中小法人・個人事業主の皆様を対象に、従業員の労働環境確保のために取り組む接触感染や飛沫感染の拡大防止にかかる経費に補助金を支給します。

※申請に際しては、必ず募集要項で詳細な内容をご確認ください。

※予算の都合で予告なく募集を締め切ることがあります。

■対象となる方

兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主の方が対象となります（主たる事務所が県外にあっても、県内の事業所は対象となります）。

※国や地方自治体、または本県が実施する同種の事業で、同一経費での重複申請はできません。

※同じ事業者が2回以上申請することはできません。

※政治団体、宗教上の組織・団体は対象外です。

■補助対象となる経費

令和2年4月7日から令和2年9月30日の間に発注（契約）、納品、支払した以下の経費が対象となります。

補助対象となる経費

感染拡大を予防するために必要な経費（資材費、設備・備品購入費、改装・修繕工事費、委託費・外注費、リース料、印刷費）

【補助対象経費の例】

内容	補助対象経費の例
資材費	従業員のためのマスクや消毒液、除菌ウエットティッシュ等の経費 等
設備・備品購入費	サーモグラフィーや、非接触型体温計、空気清浄機、飛沫感染防止対策のためのアクリル板、透明ビニールシート、パーティション、従業員や顧客に感染防止を呼びかけるための告知に必要な掲示ボードなど、事業所内の環境改善に効果のある機器導入に関する経費 等
改装・修繕工事費	事業所内の換気設備の導入工事（換気、空気清浄機能付きエアコンを含む）、窓の増設など換気対策工事、その他感染防止対策に必要な経費 等
委託費・外注費	事業所の消毒作業委託に要する経費 等
リース料	空気清浄機、換気設備のリース料 等
印刷費	感染防止対策済みであることを告知するためのチラシ、ポスターの印刷費 等

■補助金額

- 以下の区分により、記載の補助金額を支給します。
- 中小法人、個人事業主いずれも、兵庫県内に事業所が一つの場合と、複数の場合で補助金額が異なります。
- 補助金の申し込みにあたっては、補助金額以上の事業実施が必要となります。

◎領収書等の合計額【税抜き】が補助金額以上になっていることが必要

区分	中小法人	個人事業主
県内に1事業所の場合	20万円	10万円
県内に2事業所以上の場合	40万円	20万円

■申請手続き等

- 募集要項公表 : 令和2年6月29日(月)
- 申請書の受付期間: 令和2年6月30日(火)～令和2年9月30日(水)
- 申請方法

- 提出にあたっては、申請書と添付書類を、下記の送付先に**郵送してください。**

※郵送はレターパックライトでお願いします。

- 新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、持参による提出はご遠慮ください。

(送付先) 〒650-8761 神戸市中央区中山手通	兵庫県中小企業事業再開支援金事務局あて 【郵便番号と宛名だけで届きます(住所記入不要)】
----------------------------------	---

■申請に必要な書類

①交付申請書(下記 URL からダウンロードできます)

- 兵庫県ホームページ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/jigyousaikai.html>
- (公財)兵庫県勤労福祉協会ホームページ <http://www.kinrou-hyogo.jp/index.html>
- 各県民局商工労政担当課、兵庫県内の各商工会議所・商工会、信用金庫でも配布しています。

②添付書類【**全ての書類が必要**です】

書類名	説明・具体例等
代表者の本人確認書類の写し	○以下のいずれかの書類 法人代表者または個人事業主本人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等の写し (住所、氏名、生年月日が分かる部分)
確定申告書の写し	○直近の確定申告書(1枚目)の写し(税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの) ※開業後間もないため、確定申告書が無い場合は、税務署に提出した法人設立届出書または個人事業の開業届の写し等
事業に係る経費のレシート、領収書の原本	○補助対象経費を支払ったことを証するレシート、領収書の原本 (内容が分かるもの)(所定の貼り付け台紙に貼り付け)
振込先口座の通帳の表紙見開きページの写し	○振込先口座の通帳の表紙見開きページの写しを提出してください。 (口座名義人、金融機関名、支店名、口座番号が確認できるもの) ※振込口座の名義人は、申請者(法人代表者または個人事業主)と同じ名義人に限ります。 法人の場合は、法人名義であることが必要です(代表者の個人名義不可)。

■補助金の返還

補助金支給後に対象要件に該当しないことが判明した場合、または偽りその他不正の手段により補助金を受領した場合は、全額返還していただきます。

【お問い合わせ】 兵庫県中小企業事業再開支援金事務局
業務時間 平日午前9時から午後5時まで
電話番号 078-361-1500